

神東基署発 1018 第 1 号  
令和 6 年 10 月 18 日

関係団体各位

神戸東労働基準監督署長



### 労働者死傷病報告の改正に係る周知について

平素は、労働安全衛生行政に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、誠に感謝申し上げます。

さて、じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 45 号）が、令和 6 年 3 月 18 日に公布され、令和 7 年 1 月 1 日から施行されることとなっています。

この省令の改正には、労働者死傷病報告など、その報告事項を改正するとともに、事業者からの報告を原則として電子申請とすることを義務付けるものです。

また、労働者死傷病報告は、事業場の規模や業種を問わずに適用され、影響を受ける関係者が非常に多いことから、通常の法令改正とは異なり、その周知を尽くす必要があります。

このため、厚生労働省のホームページにおいて、改正の内容に係るリーフレットや電子申請の方法の説明資料等の各種情報を掲載した以下の特設ページが開設されていますので、会員事業場並びに関係者の方々に、このページを参考に閲覧するよう周知していただきますようお願い申しあげます。

なお、本特設ページには、11 月初旬を目途に、電子申請の方法等を説明する動画も掲載予定とされていますので、併せて参考にしてください。

#### 【特設ページ】

厚生労働省ホームページ

○労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和 7 年 1 月 1 日施行）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html)



厚生労働省ホームページ

## 厚生労働省ホームページ 特設ページ画面

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\_roudou/roudoukyuu/denshishinsei\_00002.html

言語切替 日本語 ? 点字ダウンロード サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) 文字サイズの変更 標準 大 特大 English site

ひとくらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 小ホーム 本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場 Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > テーマ別に探す > 雇用・労働 > 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)

### 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)

電子申請について 関係資料

令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます。

リーフレット「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)」[885KB] □

①事業の種類  
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業 > 食料品製造業 > 水産料品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種  
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者 > 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く) > 食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位  
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷・切創 傷病部位: 頭部・鼻

④災害発生状況及び原因  
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格  
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください。

帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について (令和7年1月1日から) [2.6MB] □

届出する様式(帳票)を作成・印刷したり、画面から入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することができます。

入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス (mhlw.go.jp)

※令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。  
これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

ページの先頭へ戻る

### 関係資料

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます [380KB] □

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について (令和6年3月28日付け基発0328第15号) □

電子申請可能な手続きはこちら [50KB] □

社会保険労務士等が労働安全衛生法等に基づく手続きについて電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて (令和3年9月30日付け基安計発0930第1号) □

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告									
□ 動機化車両(運送車)による労働者死亡の原因別に該当する項目を選択してください。右側の各欄に該当する項目がある場合は、該当する欄に記入してください。(例) 運送人の名前や運送会社名等の記入欄に該当する項目がある場合は、該当する欄に記入してください。									
事業の種類(日本標準産業分類)									
81001									
□ 人物									
□ 漢字									
□ 工事名									
□ 職員登録									
□ 事故発生地の詳細(住所)									
□ 電話( )									
□ 一 人									
□ 令和 年 月 日									
□ 勤労労働者の氏名(姓と名の間に( )を空けて記入)									
□ カナ									
□ 漢字									
□ 体調見込み原因又は死因(事件の発生状況に該当する項目)									
□ 休業( )									
□ 死亡( )									
④ 災害発生状況及び原因(次の項目に関する詳解に記入すること)									
□ どのような状況でしてしまったときに作業者の作業行動を空けた									
□ どのような物(機器)等が作業場所に近づいた際に起きた									
□ どのような状況でしてしまったときに作業者の作業行動を空けた									
□ どのような状況でしてしまったときに作業者の作業行動を空けた									
□ どのような状況でしてしまったときに作業者の作業行動を空けた									
□ どのような状況でしてしまったときに作業者の作業行動を空けた									
⑤ 国籍・地域及び在留資格									
□ 勤労・地域 在留資格									
□ 報告書作成者 氏名									
※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて									
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。									

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業 > 食料品製造業 > 水産食  
料品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者 > 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) >  
食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷 > 切断  
傷病部位: 頭部 > 鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内の災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です／  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします

